

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

(新設)

資料番号	54-6	担当課	薬務衛生課		
法令名	食品衛生法施行令	根拠条項	9-1①	許認可等の内容	食品衛生監視員養成施設の登録
<p>○食品衛生法施行令 (抄) [昭和二十八年八月三十一日号外政令第二百二十九号] (食品衛生監視員の資格)</p> <p>第九条 食品衛生監視員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">一 都道府県知事の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において、所定の課程を修了した者二 医師、歯科医師、薬剤師又は獣医師三 学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号) に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令 (大正七年勅令第三百八十八号) に基づく大学又は旧専門学校令 (明治三十六年勅令第六十一号) に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学の課程を修めて卒業した者四 栄養士で二年以上食品衛生行政に関する事務に従事した経験を有するもの <p>2 第十四条から第二十条までの規定は、前項第一号の養成施設について準用する。 (養成施設の登録)</p> <p>第十四条 都道府県知事は、法第四十八条第六項第三号の養成施設の登録を行う場合には、入所の資格、修業年限、受講科目その他の事項に関し厚生労働省令で定める基準に従い、行うものとする。 (登録の申請)</p> <p>第十五条 法第四十八条第六項第三号の養成施設の登録を受けようとするときは、その設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書その施設の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>○食品衛生法施行規則 (抄) [昭和二十三年七月十三日号外厚生省令第二十三号] (養成施設の登録の基準)</p> <p>第五十条 令第十四条 (令第九条第二項において準用する場合を含む。) の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 学校教育法に基づく大学又は同法第四百四条第四項第二号の規定により大学若しくは大学院に相当する教育を行うと認められた課程を置く教育施設であること。二 別表第十四の上欄の学科ごとに同表の下欄に掲げる科目を一科目以上履修させ、その単位数の合計が二十単位以上であること。三 前号に掲げる科目及び別表第十五に掲げる科目を履修させ、その単位数の合計が四十単位以上であること。四 原則として法別表の第二欄に掲げる機械器具を用いて授業を行うものであること。 (※法別表は別紙) <p>[登録の申請]</p> <p>第五十一条 令第十五条 (令第九条第二項において準用する場合を含む。) の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">一 養成施設の名称及び所在地二 養成施設の設置者の名称、所在地及び設立年月日三 養成施設の長の氏名及び住所四 教員の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別五 各年次における科目の履修に関する計画、単位数及び必修科目又は選択科目の別六 入学定員					

審査基準（申請に対する処分関係）

（続き）

			資料番号	54-6	担当課	薬務衛生課										
法令名	食品衛生法施行令	根拠条項	9-1①	許認可等の内容	食品衛生監視員養成施設の登録											
<p>七 入学資格及び時期</p> <p>八 修業年限</p> <p>九 教授用及び実習用の機械器具及び図書目録</p> <p>十 校地及び校舎の図面及び配置図</p> <p>十一 学則</p> <p>十二 その他参考となるべき事項</p> <p>〔養成施設の登録〕</p> <p>第五十二条 法第四十八条第六項第三号の養成施設の登録は、次に掲げる事項を登録台帳に記帳して行う。</p> <p>一 登録年月日及び登録番号</p> <p>二 登録養成施設（令第十六条に規定する登録養成施設をいう。以下同じ。）の名称、所在地及び長の氏名</p> <p>② 前項の規定は、令第九条第一項第一号の養成施設の登録について準用する。</p> <p>別表第十四（第五十条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学科</th> <th>科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>化学</td> <td>分析化学、有機化学、無機化学</td> </tr> <tr> <td>生物化学</td> <td>生物化学、食品化学、生理学、食品分析学、毒性学</td> </tr> <tr> <td>微生物学</td> <td>微生物学、食品微生物学、食品保存学、食品製造学</td> </tr> <tr> <td>公衆衛生学</td> <td>公衆衛生学、食品衛生学、環境衛生学、衛生行政学、疫学</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第十五（第五十条関係）</p> <p>水産化学、畜産化学、放射線化学、乳化学、食肉化学、高分子化学、生物有機化学、環境汚染物質分析学、酵素化学、食品理化学、水産生理学、家畜生理学、植物生理学、環境生物学、応用微生物学、酪農微生物学、病理学、医学概論、解剖学、医化学、産業医学、血液学、血清学、遺伝学、寄生虫学、獣医学、栄養化学、衛生統計学、栄養学、環境保健学、衛生管理学、水産製造学、畜産品製造学、農産物製造学、醸造調味食品製造学、乳製品製造学、蒸留酒製造学、缶詰工学、食品工学、食品保存学、冷凍冷蔵学、品質管理学、その他これらに類する食品衛生に関する科目</p>							学科	科目	化学	分析化学、有機化学、無機化学	生物化学	生物化学、食品化学、生理学、食品分析学、毒性学	微生物学	微生物学、食品微生物学、食品保存学、食品製造学	公衆衛生学	公衆衛生学、食品衛生学、環境衛生学、衛生行政学、疫学
学科	科目															
化学	分析化学、有機化学、無機化学															
生物化学	生物化学、食品化学、生理学、食品分析学、毒性学															
微生物学	微生物学、食品微生物学、食品保存学、食品製造学															
公衆衛生学	公衆衛生学、食品衛生学、環境衛生学、衛生行政学、疫学															

【別紙】

○食品衛生法（抄）（昭和二十二年十二月二十四日法律第二百三十三号）

別表（第三十三条関係）

<p>理化学的 検査</p>	<p>一 遠心分離機 二 純水製造装置 三 超低温槽 四 ホモジナイザー 五 ガスクロマトグラフ 六 ガスクロマトグラフ質量分析計（食品に残留する農薬取締法第一条の二第一項に規定する農薬の検査を行う者に限る。） 七 原子吸光分光光度計 八 高速液体クロマトグラフ</p>	<p>次の各号のいずれかに該当すること。 一 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農芸化学若しくは応用化学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、一年以上理化学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。 二 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において工業化学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、三年以上理化学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>	<p>四名</p>
<p>細菌学的 検査</p>	<p>一 遠心分離機 二 純水製造装置 三 超低温槽 四 ホモジナイザー 五 乾熱滅菌器 六 光学顕微鏡 七 高压滅菌器 八 ふ卵器</p>	<p>次の各号のいずれかに該当すること。 一 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農芸化学若しくは生物学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、一年以上細菌学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。 二 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において生物学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、三年以上細菌学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>	<p>四名</p>
<p>動物を用 いる検査</p>	<p>一 遠心分離機 二 純水製造装置 三 超低温槽 四 ホモジナイザー</p>	<p>次の各号のいずれかに該当すること。 一 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農芸化学若しくは生物学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、一年以上動物を用いる検査の業務に従事した経験を有する者であること。 二 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において生物学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、三年以上動物を用いる検査の業務に従事した経験を有する者であること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>	<p>三名</p>